

平成29年度

中学生のみなさまへ 海外に短期留学してみませんか



目的

本町の中学生を海外へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動を通して、国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に活躍しうる青少年の育成を目指します。

派遣人数

8名

費用

費用の支払いは全額保護者で行います。ただし、費用の約8割を西原町が補助します(個人負担は12万程度、サーチャージ代等で変更になる可能性もあります)。要保護・準要保護該当者は、費用の10割を西原町が補助します。

応募資格

- (1) 西原町に在住している中学生であること(就学のため、一時的に町外転出している者も含む)
- (2) 英語に対する興味・関心・意欲のある生徒で、英検3級程度以上の実力を有する者
- (3) 心身ともに健康で、1ヶ月程度の海外生活に耐えうる者
- (4) 友好的で協調性があり、英語での表現力が十分に備わっている生徒であること
- (5) 留学前の事前研修・事後研修の全てに参加できる者
- (6) これまで2週間以上の海外滞在経験や海外における生活経験がない者
- (7) 事業参加後、帰国報告会に参加ができる者
- (8) 保護者の同意が得られる者
- (9) 町税・学校給食費・学級費等を滞納していないこと



派遣先

アメリカ合衆国 西海岸

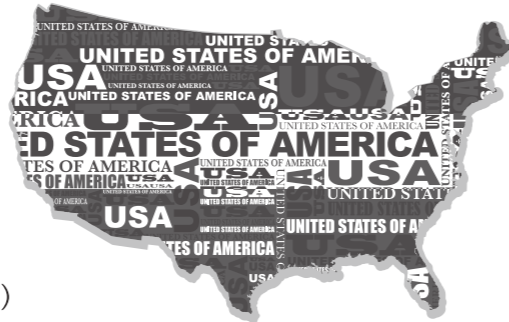
派遣期間

7月下旬から24日間

応募方法

- ①募集期間 平成29年4月7日(金)～4月21日(金)まで
- ②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)

※西原中学校・西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合は、中止になることもあります。



【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

はり灸整骨院 ククル Cu Cu Ru

西原町字呉屋 75 いなみ興産ビル 103
TEL:098-944-4186

受付時間 月火水木金土
午前 9:00-12:00 ○○休○○○
午後 14:00-16:00 ○○○○休
午後 17:30-19:30 ○○○○休

休診日 日曜日・祝祭日・水曜午前・土曜午後

西原中学校 西原東中学校

こんなときは司法書士にお任せ下さい

相続 遺言 後見人 借金問題 不動産登記
会社設立・登記 分筆 裁判手続 その他法律相談

きゃん 司法書士事務所
土地家屋調査士
代表司法書士 喜屋武力

TEL 882-8177 ☎0120-36-7930
営業時間 平日AM9:00～PM6:00
http://kyan-jimusho.com/

与那原町字東浜23番地2

【平成29年度 就学援助のお知らせ】

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して費用の一部を援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意の上、各学校へ申し出てください。

1. 対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)。
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)。
具体的には、平成28年中の収入で、同居の家族(住民票は別でも同一生計の人は含む)全員の総収入額が下表の基準額未満の世帯の方。

【認定基準額参考例】・・・目安となる基準

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額を言います。
収入＝所得税法上の所得の合算額－所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)

2. 援助費目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費

- ※要保護(生活保護)世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。
- ※給食費等に滞納がある際は保護者ではなく、滞納分を就学援助費から給食費へ充てる場合もあります。
- ※区域外就学の場合は支給費目が限られます。住所地の市町村及び学校所在地(公立)の市町村にお問い合わせください。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領で学校に申請してください。

- 【受付期間】 平成29年4月17日(月)～平成29年5月19日(金)
- 【提出書類】 ①就学援助申請書(学校の事務室で配布)
②住民票謄本(続柄の記載されているもの) 1部
③平成29年度所得課税証明書の原本(同一世帯員のうち18歳以上の者全員、収入・控除・税額の記載があるもの)
④保護者名義の預金通帳の写し(支店名・口座番号・口座名義人等が確認できるページ)

※生活保護を受けている方は、①、②、④と被保護証明書を提出してください。
※②及び③の書類については、平成29年1月1日に西原町に住民登録があって、所得・住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要です(同意されない方は、先に①、②、④を提出し、③所得課税証明書は6月1日以降お早めに提出してください)。
※平成29年1月1日に西原町以外に住民登録のあった方は、西原町に税の情報がないため、6月1日以降早めに③所得課税証明書を提出してください。

【提出先】 就学先の西原町立小中学校(お子さまの在席する学校ごとに申請書を提出してください)
※西原町立以外に在籍の方は、西原町教育委員会教育総務課

4. 追加申請について

上記「3 申請方法」にある受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受付けています。ただし、申請月からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】

要保護(生活保護を受けている方)	平成30年3月30日(金)まで
準要保護(要保護以外の方)	平成29年12月20日(水)まで

【お問い合わせ】 各小・中学校または教育部教育総務課 学務係 ☎945-5039

介護保険適用住宅改修工事 西原町下水道排水設備指定工事店

●和式便器→様式便器に取替
●和室→洋室に改修
●手すり・スロープ設置

支給額 最高18万円

福祉住環境コーディネーター・福祉用具専門相談員のいるお店

株式会社 七色 946-4508

NANAIRO Company Limited. 沖縄県知事許可(一般-26)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

イメージキャラクター ものまなタレント 魁川憲一郎